

改正の概要説明

部課名 土木建築部技術・建設業課

1 改正を必要とする規則等の名称

- (1) 沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会設置要領
- (2) 沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領
- (3) 沖縄県土木建築部 工事検査要領
- (4) 沖縄県土木建築部工事請負業者指名基準及び指名審査会に関する要領

2 改正の経緯及び必要性

近年の急激な資材価格の高騰等に対応するため、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和 52 年沖縄県告示第 445 号。以下「告示」という。）に定める県発注の建設工事に対する業種別の等級格付区分における発注対象工事 1 件の金額を改めることから、所要の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 建設工事における審査又は検査の基準額について、「5 千万円」を「6 千万円」に、「1 億 5 千万円」を「1 億 8 千万円」に改める。
- (2) 指名基準における業種別等級格付区分の金額を改める。

4 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日